

環境アセスメント検定  
入門編  
(正解・解説)

2013年 9月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会  
<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

## 【正解】入門編(1)

### 1. 機能・仕組み

| 問題  | 正解  | 解説   |
|-----|-----|--|
| 問 1 | (1) | 一般的に「環境アセスメント」と「環境影響評価」とは、同じ意味で扱われています。  |
| 問 2 | (1) | 環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。平成5年11月19日に公布・施行されました。<br>出典：環境アセスメント用語集                                       |
| 問 3 | (2) | 環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、規模が大きい事業となっています。<br>出典：環境アセスメント制度のあらまし p4                                       |
| 問 4 | (1) | 1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立しました。<br>出典：同上 p2  |
| 問 5 | (2) | 1984年（昭和59年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定された（この閣議決定による制度を「閣議アセス」といいます）。このほか、地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められました。<br>出典：同上 p2 |

| 問題  | 正解  | 解説  |
|-----|-----|---|
| 問 6 | (1) | 地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められました。<br>出典：環境アセスメント制度のあらまし p2 |
| 問 7 | (2) | 事業の早期計画段階での環境影響を予測・評価するものです。                          |
| 問 8 | (2) | 環境アセスメントは、事業情報の提供や費用負担の観点から、事業者が行うことになっています。          |
| 問 9 | (1) | （一社）日本環境アセスメント協会の認定登録資格として、環境アセスメント士があります。            |
| 問10 | (2) | 環境アセスメントを実施する際の必要条件ではありません。                           |

## 【正解】入門編(2)

### 2. 第1段階 進め方を設計する

| 問題  | 正解  | 解説   |
|-----|-----|--|
| 問 1 | (1) | 地域環境特性や事業計画の内容等を踏まえて、発生する環境影響の予見を行い、環境アセスメントの実施が必要な事業か否かの判断を行います。環境影響評価法では第二種事業に対して、環境アセスメントを実施するかの判定を実施します。<br>出典：環境アセスメント用語集 |
| 問 2 | (1) | 第一種事業は環境アセスメントを実施します。  |
| 問 3 | (2) | 環境影響評価法において、第二種事業は、第一種に準ずる規模を有し、環境影響評価を行うか否かを個別に判定することとされる事業です。おおむね第1種事業の75%の規模となっています。  |
| 問 4 | (1) | 2011年（平成23年）に環境影響評価法が改正され、計画段階配慮書手続きが創設されました。<br>出典：環境アセスメント制度のあらまし p3   |
| 問 5 | (2) | 第二種事業を行おうとする事業者は、判定を受けることなく、環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続きを行うことができます。（法第4条第6項）   |
| 問 6 | (1) | 環境アセスメントの方法を公開し、その手法の公正さを確保することを目的としています。  |

| 問題  | 正解  | 解説   |
|-----|-----|--|
| 問 7 | (1) | 環境影響評価法の方法書段階がこれに相当します。環境アセスメントにおける調査予測・評価の方法を決めることが目的ですが、そのためには評価項目を絞り込むことが必要です。このため地域環境特性や事業計画の内容等を踏まえて、発生する環境影響の予見を行い、予見された環境影響のうち重要と思われるものを見極めて、環境アセスメントの対象となる環境要素・調査項目を選定します。 |
| 問 8 | (1) | 第二種事業に相当しても、方対象事業とならなかった事業を条例対象とする規定を設けている条例が多くあります。   |
| 問 9 | (2) | 法の射程外の事項や法の手続きを妨げない内容については、条例で規定することができます。そのため、条例では審査会の意見を聴くなどの手続きを経て対象事業とするか否か判断することを規定している条例があります。   |
| 問10 | (1) | 事業者は、法に基づく評価項目については、方の手続きを実施し、地方公共団体独自の評価項目については条例の手続きを実施する必要があります。  |

## 【正解】入門編(3)

### 3. 第2段階 文書を作成する

| 問題 | 正解  | 解説  |
|----|-----|---|
| 問1 | (1) | 不必要な項目まで詳細な環境アセスメントを形式的に行うのではなく、事業の性質や地域の特性等を反映させたメリハリの効いた環境アセスメントを行うために実施します。                                    |
| 問2 | (1) | 準備書を公開することによって、住民や行政の意見を聴き、それらを反映させた最終的な評価書とすることとなっています。  |
| 問3 | (2) | 一般的に方法書や準備書に対して、関係住民が意見を述べることができます。評価書は公告・縦覧されますが、意見を述べることはできません。   |
| 問4 | (1) | 環境影響評価法において調査・予測・評価の対象となる環境要素は、基本的事項にて示されています。「環境の自然的構成要素」の項目として、大気質、騒音・振動、悪臭、水質、底質、地下水、地形・地質、地盤、土壌、その他、が示されています。 |
| 問5 | (1) | 環境影響評価法において調査・予測・評価の対象となる環境要素は、基本的事項にて示されています。「人と自然との豊かな触れ合いの要素」の項目として、景観、触れ合い活動の場、が示されています。                      |

| 問題  | 正解  | 解説   |
|-----|-----|--|
| 問6  | (1) | 評価項目や方法等について定めることによって、一定の技術レベルを維持することを目的に作製されています。                                   |
| 問7  | (2) | 配慮書の手続きにおいて検討されていますが、条例においても社会経済的環境を評価項目として掲げている地方公共団体等はほとんどありません。                   |
| 問8  | (2) | 既存資料の整理解析によって不足する場合に現地調査が行われます。  |
| 問9  | (2) | 環境アセスメントにおける予測対象時点は、事業の活動が通常の状態に達した時点とすることが一般的ですが、工事中的影響が大きいと考えられる場合は、工事中的の予測も実施します。 |
| 問10 | (1) | 環境影響評価条例において、建物や構造物が対象事業となる場合、風環境、日影、電波障害は調査・予測・評価の項目として一般的に選定されます。                  |

## 【正解】入門編(4)

### 4. 第3段階 評価を決める

| 問題  | 正解  | 解説  |
|-----|-----|---|
| 問 1 | (2) | 定量的に評価を行うことができない場合は定性的に評価を行います。   |
| 問 2 | (2) | 対象事業の規模や特性に応じて関係する大気汚染物質を選択します。大気汚染に係る環境基準が定められた項目が多く選定されますが、事業によってはそれ以外を選定する必要が生じます。               |
| 問 3 | (2) | 温室効果ガスには、二酸化炭素、メタンなどがあげられるのが一般的で、一酸化炭素が温室効果ガスとして取り上げられることはほとんどありません。なお、一酸化炭素は、大気汚染物質として検討されるのが通例です。 |
| 問 4 | (2) | 地域環境特性等を踏まえて、調査、予測項目を判断するため、同時業種の同規模の事業であっても、異なることがあります。  |
| 問 5 | (1) | 道路整備により地域全体の交通流が円滑化し、渋滞の緩和・解消に伴って大気環境が改善される結果が得られる可能性があります。   |

| 問題  | 正解  | 解説  |
|-----|-----|---|
| 問 6 | (1) | 一般的に、低い値から並べて75%目に相当する値が用いられます。                                 |
| 問 7 | (1) | 環境基準を下回っていても、現状を大きく悪化させることがないようできる限り影響を回避・低減することが重要です。          |
| 問 8 | (2) | 植物では、種の他に群落への影響や緑の量などが、動物については、動物群集生息環境の変化など、多くについて評価する必要があります。 |
| 問 9 | (2) | 生態系への影響は、典型性の他、上位性や特殊性などを考慮して評価されるのが一般的です。                      |
| 問10 | (2) | 評価した項目間で矛盾することもありうることから、総合評価を実施する評価書も多くなっている。                   |

## 【正解】入門編(5)

### 5. 第4段階 フォローする

| 問題  | 正解  | 解説  |
|-----|-----|---|
| 問 1 | (1) | 2012年に改正された環境影響評価法において、事後調査の実施と公表が義務付けられています。<br>出典：環境アセスメントにおける調査ってな～に？  |
| 問 2 | (1) | 環境アセスメントでは、より適切な環境保全措置を計画に組みこむことが重要であり、事後に評価書で想定した効果を発揮していない場合には、追加的措置を講じる必要があります。<br>出典：同上                         |
| 問 3 | (2) | 事後調査の過程においても情報交流（住民意見の聴取等）を行えば、事業の実施に対する関係者の信頼・安心感を得ることにつながります。なお、予測の不確実性等について事前の予測評価の段階から十分に説明を行うことが必要です。<br>出典：同上 |
| 問 4 | (1) | 事業の進捗情報等を持つ事業者がこのような役割を果たす必要があります。<br>出典：同上   |
| 問 5 | (1) | 調査に着手する前に、評価書に記載された事後調査計画に沿って、具体的に適切な調査を計画する必要があります。<br>出典：同上   |

| 問題  | 正解  | 解説  |
|-----|-----|---|
| 問 6 | (1) | 予測結果の整合性を確認するため、予測を実施した時期に事後調査を実施します。ただし、事業計画の変更や周辺状況の変化に応じて変更することも考慮します。<br>出典：同上                              |
| 問 7 | (1) | 予測結果の整合性を確認するため、予測を実施した地点において事後調査を実施します。ただし、事業計画の変更や周辺状況の変化に応じて変更することも考慮します。<br>出典：同上                           |
| 問 8 | (2) | 水質や風環境など、年間での変動が特に大きい項目については、一年以上、連続的に実施します。大気質は、年間実施する場合であっても四季の各1週間調査を行います。                                   |
| 問 9 | (1) | 事後調査は、事業実施者が変わる場合においても継承される必要がありますので、引継者への要請等の方法・内容を報告書に記載することが望まれます。   |
| 問10 | (1) | 法の対象事業が、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業とされていることから、変更・新設等が為されるまでを対象としています。<br>完成後の調査は、法的には義務づけられていませんが、多くの場合、条例等で義務付けられています。 |